

福島原発刑事訴訟の経過

2012年6月、福島原発告訴団の福島県民1,324名が告訴、その後全国から告訴・告発人を募り、総勢14,716名の集団告訴となる。

2013年9月、福島地検が東京地検に事件を「移送」、東京地検が不起訴処分を下す。10月、不起訴処分を不服とし、東京検察審査会に申し立てる。

2015年7月、東京第五検察審査会が強制起訴を決定する。

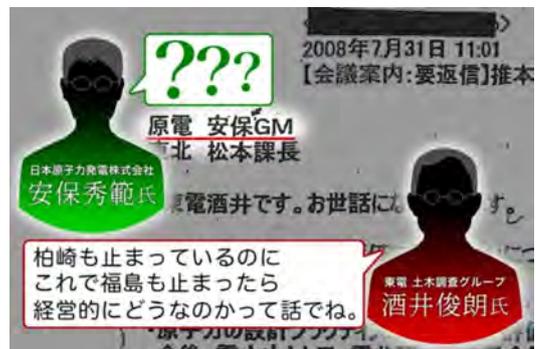
2017年6月、東京地裁で初公判が開かれる。



1

東京地裁第一審で明らかになったこと

- ・東電社員は、国の機関である地震本部が示した見解「長期評価」を否定できないと考えていた。
- ・長期評価を前提とした津波対策を準備していた。
- ・津波対策を先延ばしした動機は、中越沖地震で柏崎刈羽原発が全基停止したため、対策工事で福島第一原発まで停止したくなかったため。
- ・命を落とした双葉病院の患者は、地震と津波だけなら亡くなることはなかったのに、放射能からの避難のために亡くなったという原発事故の悲惨さ。



短編映画「東電刑事裁判 不当判決」YOUTUBE で見られます! 2

東京地裁不当判決 4つの誤り

2019年9月、東京地裁は被告人3名全員無罪の判決を下した。指定弁護士は判決を不服として控訴し、地裁判決の4つの誤りを指摘した。

1. 「長期評価」の信頼性・具体性を否定したことが最大かつ基本的な誤りであること。
2. 原発事故の可能性を「限りなくゼロに近く」するように「社会通念」は求めていなかったとしたこと。
3. 事故を避ける方法を、運転停止に限定したこと。
4. 福島第一原発の現場検証をしなかったこと。

原子力行政に
付度した判決だ!



石田省三郎・指定弁護士

3

東京高裁で逆転有罪判決だ!

2021年11月に東京高裁で控訴審初公判が開かれ指定弁護士は現場検証と証人尋問を請求したが、2022年2月の第2回公判で裁判長は、どちらも却下した。一方、東京電力の責任を認めた千葉避難者訴訟の判決書を証拠採用した。

支援団・告訴団の弁護団は、より丁寧に審理を尽くすよう、4月5日に370ページにも及ぶ意見書を提出。

2022年の夏前には、損害賠償訴訟の最高裁統一判断が、7月13日には東電株主代表訴訟の地裁判決が下される。東京高裁がこれらの内容を吟味



してから判断を下すよう、署名活動を行います。

控訴審初公判でのヒューマン・ディスタンス・チェーン 4